

「〇〇の森」に関する土地貸借契約書

貸出人〇〇市町村（以下「甲」という。）と借受人〇〇会社（以下「乙」という。）は、乙が行う森林づくりのため、次の条項により土地貸借契約を締結する。

（貸借土地）

第1条 甲は、その所有する下記に掲げる土地（以下「この土地」という。）を乙が行う森林づくりに供するため、乙に無償で貸すものとする。

所在地	地目	契約面積	備 考
			図面別紙添付

（貸借期間）

第2条 この土地の貸借期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
ただし、甲又は乙から期間を延長したい旨の申し出があった場合には、甲及び乙が協議の上、貸借期間を延長することができるものとする。

（物件の引き渡し）

第3条 甲は、この土地を契約締結と同時に現状のまま乙に引き渡すものとする。

（信義誠実の尊重）

第4条 甲及び乙は相互に協力し、かつ誠実にこの契約を履行するものとする。

（瑕疵担保等）

第5条 乙は、この契約締結後、この土地に地積の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対し損害賠償の請求をすることができないものとする。

（用途）

第6条 乙は、この土地を、第2条に定める期間中、別に定める「〇〇の森」における森林づくり協定書に基づいて使用するものとする。

(転貸等の禁止)

第7条 乙は、第2条に定める期間中この土地を転貸し又はこれに類する行為を行ってはならないものとする。

2 甲は、この土地を第2条に定める期間において他へ譲渡し又は貸与してはならないものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第8条 乙は、この土地に投じた有益費又は必要費であっても、これを甲に請求しないものとする。

(調査協力の義務)

第9条 甲は、この土地において随時その使用状況を調査することができるものとする。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(解約)

第10条 甲又は乙は、次の場合に限り、この土地の全部又は一部について、解約を申し出ることができるものとする。

- (1) 甲がこの地を公用、公共事業の用に供する計画をし、乙が合意したるとき
- (2) 天災その他の原因によりこの土地の全部又は一部が滅失したとき
- (3) その他、この契約の目的を達成することができない相当の理由があると認められるとき

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、乙と協議のうえ、この契約を解除することができるものとする。

(土地の明け渡し)

第12条 第10条及び第11条の規定により契約が解約され又は解除された場合においては、乙は直ちにこの土地を甲に明け渡さなければならないものとする。

(立木の所有)

第13条 この土地に植栽する樹木は、契約期間中、契約満了後又は第10条及び第11条の規定により契約が解約され若しくは解除された場合のいずれの時においても甲の所有に帰属するものとする。

(立退料等の不要求)

第14条 乙は、この土地の明け渡しに際し、立退料その他の名目の如何を問わず甲に対し金銭的な要求をしないものとする。

(その他の事項)

第15条 この契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの契約に定め
のない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、
各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 岐阜県〇〇市町村〇〇
〇〇市町村長

印

乙 〇〇県〇〇市町村〇〇
〇〇会社
〇〇社長

印

特記) この様式は標準タイプを示したものであり、甲及び乙の協議により内容を決定する
ものとする。